

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和4年11月22日

支出負担行為担当官

九州防衛局長 伊藤哲也

1 業務概要

(1) 業務の名称 佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計

(2) 業務場所 佐賀県佐賀市

(3) 業務内容 本業務の概要は以下のとおり。

次の実施設計を行う。

(土木分)

ア. 誘導路及び駐機場 一式

イ. 敷地造成及び地盤改良 一式

ウ. 道路、給水、汚水排水及び雨水排水 一式

エ. 地下貯留槽 一式

オ. 燃料タンク等 一式

カ. 排水対策等に係る施設 一式

キ. 次の施設に係る付帯土木 一式

- ・ 隊庁舎新設 (鉄筋コンクリート造 8階建て/延べ面積 約19,300㎡)
- ・ 格納庫1新設 (鉄骨造 平屋建て (一部、鉄筋コンクリート造平屋建て)  
/延べ面積 約5,500㎡)
- ・ 格納庫2新設 (鉄骨造 平屋建て (一部、鉄筋コンクリート造平屋建て)  
/延べ面積 約6,100㎡)
- ・ 格納庫3新設 (鉄骨造 平屋建て (一部、鉄筋コンクリート造平屋建て)  
/延べ面積 約8,300㎡)
- ・ 体育館新設 (鉄骨造 2階建て/延べ面積 約1,400㎡)
- ・ 車両整備場新設 (鉄骨造 平屋建て/延べ面積 約350㎡)
- ・ 整備場新設 (鉄筋コンクリート造 平屋建て/延べ面積 約470㎡)
- ・ 倉庫新設 (鉄骨造 2階建て/延べ面積 約3,000㎡)
- ・ 洗機場新設 (鉄骨造 平屋建て/延べ面積 約880㎡)
- ・ 洗機ポンプ室新設 (鉄筋コンクリート造 平屋建て/延べ面積 約50㎡)
- ・ 事務室新設 (鉄筋コンクリート造 平屋建て/延べ面積 約20㎡)
- ・ 訓練施設新設 (鉄骨造 平屋建て/延べ面積 約1,900㎡)
- ・ 管理棟新設 (鉄筋コンクリート造 2階建て/延べ面積 約830㎡)

- ・火薬庫 1（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約400㎡）
- ・火薬庫 2（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・交付所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・警衛所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約260㎡）
- ・哨所 1 新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約 4 ㎡）
- ・哨所 2 新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約 4 ㎡）
- ・哨所 3 新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約 4 ㎡）

（建築分）

- ・隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造 8階建て／延べ面積 約19,300㎡）
- ・格納庫 1 新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約5,500㎡）
- ・格納庫 2 新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約6,100㎡）
- ・格納庫 3 新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約8,300㎡）
- ・体育館新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約1,400㎡）
- ・車両整備場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約350㎡）
- ・整備場新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約470㎡）
- ・倉庫新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約3,000㎡）
- ・洗機場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約880㎡）
- ・洗機ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約50㎡）
- ・事務室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・訓練施設新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約1,900㎡）
- ・管理棟新設（鉄筋コンクリート造 2階建て／延べ面積 約830㎡）
- ・火薬庫 1（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約400㎡）
- ・火薬庫 2（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・警衛所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約260㎡）
- ・哨所 1 新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約 4 ㎡）
- ・哨所 2 新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約 4 ㎡）
- ・哨所 3 新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約 4 ㎡）
- ・燃料ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約60㎡）
- ・消火ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・交付所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・航空燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・車両燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約130㎡）
- ・油脂庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ボンベ庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約40㎡）
- ・門柱・門扉（鉄筋コンクリート造 1か所）

- ・ 自転車置場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約170㎡）

（設備分）

ア. 次の施設に係る付帯機械、電気、通信 一式

- ・ 隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造 8階建て／延べ面積 約19,300㎡）
- ・ 格納庫1新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約5,500㎡）
- ・ 格納庫2新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約6,100㎡）
- ・ 格納庫3新設（鉄骨造 平屋建て（一部、鉄筋コンクリート造平屋建て）／延べ面積 約8,300㎡）
- ・ 体育館新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約1,400㎡）
- ・ 車両整備場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約350㎡）
- ・ 整備場新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約470㎡）
- ・ 倉庫新設（鉄骨造 2階建て／延べ面積 約3,000㎡）
- ・ 洗機場新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約880㎡）
- ・ 洗機ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約50㎡）
- ・ 事務室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・ 訓練施設新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約1,900㎡）
- ・ 管理棟新設（鉄筋コンクリート造 2階建て／延べ面積 約830㎡）
- ・ 火薬庫1（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約400㎡）
- ・ 火薬庫2（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約20㎡）
- ・ 警衛所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約260㎡）
- ・ 哨所1新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 哨所2新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 哨所3新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約4㎡）
- ・ 燃料ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約60㎡）
- ・ 消火ポンプ室新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・ 交付所新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約30㎡）
- ・ 航空燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ 車両燃料上屋新設（鉄骨造 平屋建て／延べ面積 約130㎡）
- ・ 油脂庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約70㎡）
- ・ ポンベ庫新設（鉄筋コンクリート造 平屋建て／延べ面積 約40㎡）
- ・ 門柱・門扉（鉄筋コンクリート造 1か所）
- ・ 燃料タンク

イ. 構内配電線路及び構内通信線路 一式

ウ. 航空灯火設備（駐機場及び誘導路） 一式

エ. 燃料施設（航空機燃料） 一式

オ. 給油施設（給油スタンド） 一式

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
- (5) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
- (6) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

## 2 技術提案書の提出者に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年11月22日付九州防衛局長）に示すところにより、佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る共同体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

### 【単体】

防衛省における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」のすべての業種において「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）。)

### 【共同体】

防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木」、「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」のそれぞれの業種において「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している2者以上で構成することとし、代表者となる構成員は「土木」において「A」の格付を受けた者とする。

なお、それぞれの業種の業務は「A」の格付けを受けた者が実施する。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成24年度以降公示日までに、元請けとして引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種又は類似業務の実績を有

すること。

**【同種業務】**

沈下対策を目的とした軟弱地盤解析を実施した飛行場施設（滑走路、誘導路、駐機場のいずれか）の実施設計業務を履行した実績を有すること。

**【類似業務】**

沈下対策を目的とした軟弱地盤解析を実施した実施設計業務を履行した実績を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(5) 単体及び共同体（代表者又は構成員）は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(6) 次の基準をすべて満たす管理技術者を配置出来ること。

ア 次に掲げるいずれかの資格を有する者であること。

① 技術士（総合技術監理部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

② 技術士（技術部門：建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

③ R C C M（技術士建設部門の専門科目の範囲）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。

④ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者。

イ 平成24年度以降公示日までに、引渡しを完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務の経験を有すること。

※同種又は類似業務として、照査技術者の経験を認めない。

**【同種業務】**

沈下対策を目的とした軟弱地盤解析を実施した飛行場施設（滑走路、誘導路、駐機場のいずれか）の実施設計業務を履行した経験（履行期間の全てに従事）を有すること（ただし、同一契約でなくてよい）。

**【類似業務】**

沈下対策を目的とした軟弱地盤解析を実施した実施設計業務を履行した経験（履行期間の全てに従事）を有すること。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

ウ 配置予定管理技術者の令和4年11月22日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和4年11月22日現在の手持ち業務に九州防衛局が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）

を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

エ 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

直接的な雇用関係とは3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

- (7) 参加表明書及び資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がない。詳細は説明書による。
- (9) 九州防衛局が発注した業務のうち、令和2年度及び令和3年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上である。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。
- (11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者である。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 再委託の内容が、主たる部分の場合。
  - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
  - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる。

### 3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

#### (1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書等の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

#### (2) 技術提案書の特定

(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

## ウ 特定テーマに対する技術提案

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎  
九州防衛局総務部契約課  
TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

#### (2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和4年11月22日から令和4年12月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF、Word

図面類 : PDF

数量表等 : Excel

申請書類 : Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）、若しくは電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、(1)の担当部局へ電話連絡するものとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

([https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00\\_syoshikiindex.htm](https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm))

#### (3) 参加表明書等の提出期限等

ア 提出期限 令和4年12月2日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書等の容量

が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年12月22日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行博多東代理店（西日本シティ銀行福岡支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 九州防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、共同体の構成員となり又は単体として上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。